

広島県告示第百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によって、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十三年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 氏名 | 住所 | 施術所 | | 業務の種類 | 指定年月日 |
|-------|----------------------|-----------|----------------------|-------|------------|
| | | 名称 | 所在地 | | |
| 野中 成二 | 呉市焼山西三丁目二〇番二一―三〇五号 | このはら整骨院 | 呉市焼山此原町二一番二五―一〇一号 | 柔道整復 | 平成二十三年一月一日 |
| 梶村 啓介 | 安芸郡坂町坂東二丁目五番三―四―一〇一号 | さくら堂鍼灸整骨院 | 安芸郡坂町坂東二丁目五番三―四―二〇一号 | 柔道整復 | 平成二十三年二月一日 |